

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、平成 27 年 5 月 27 日開催の臨時株主総会において、議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 27 年 4 月 15 日（水曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、議決権を行使することができる株主といたします。

平成 27 年 3 月 30 日

大分県佐伯市野岡町二丁目 1 番 10 号
株式会社マルミヤストア
代表取締役 池邊恭行

株主名簿管理人事務取扱場所
東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部